

(平成22年5月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から平成4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から平成4年2月まで

会社を辞めて帰郷した昭和59年5月ごろに、国民年金の加入を勧める葉書が届き、私の母親が国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は自治会の班長が自宅に集金に来て母親が毎月納付していたことを記憶しているので、申立期間の国民年金保険料の納付記録がないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、申立期間直前に勤務していた事業所の厚生年金保険記号番号は記載されているものの、国民年金の記号番号は記載されていない上、オンライン記録においても国民年金への加入記録は見当たらず、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入していなかったものと推認される。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとするその母は、申立人の国民年金の加入手続等についての記憶が明確でなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 鹿児島国民年金 事案 636

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月から 60 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から 60 年 12 月まで

私は、昭和 62 年 12 月に、国民年金の加入手続を行った際、役場の職員に、さかのぼって国民年金保険料を納付できると聞いたため、申立期間を含めて3年分の国民年金保険料を分納した。私は、国民年金保険料を完納したと思っており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 12 月以降に払い出されていることが確認できるところ、申立人は、申立期間直後の 61 年 1 月から同年 3 月までの期間及び昭和 61 年度の国民年金保険料を 63 年 4 月 26 日と同年 5 月 12 日に過年度納付していることが領収済通知書で確認でき、当該過年度納付した時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から49年5月まで

母親の看病のために会社を退職し、20歳になったとき、私の母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は町内会の集金人に納付していた。当時、国民年金保険料は、私の母と妹の分も一緒に納付していたことを記憶しているので、申立期間の国民年金保険料の納付記録がないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年2月18日以降に払い出されていることが確認でき、その時点で、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間当時、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする妹は、昭和51年9月に国民年金に任意加入していることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらないことから、その妹は、申立期間当時は国民年金の未加入期間であり、申立人と一緒に国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその母親は、既に死亡しているため、国民年金の加入状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。